

# 民生委員協力員制度 がスタートします

## 民生委員協力員制度とは？

地域の福祉に関する市民の皆さんの相談者として地域の見守りなどを行う民生委員・児童委員(以下民生委員)によって選ばれた人が、地域福祉活動の充実のために、民生委員の活動をサポートする制度です。

※民生委員の必要に応じて選ばれますので、必ず配置されるものではありません。配置状況についてはお問い合わせください。

■問い合わせ先 福祉政策課総務係 (☎40・7037)



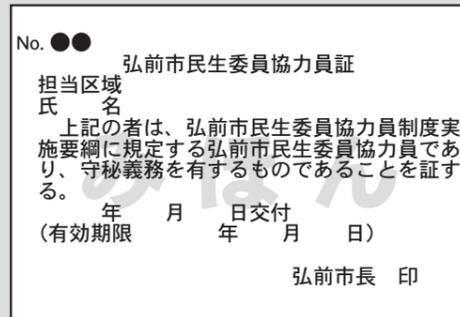
## 協力員は見守り活動や地域福祉活動を行います

### 【活動例】

○高齢者、障がい者、子育て家庭への声掛け、訪問(情報提供など)

○敬老大会や地域ふれあい交流会への協力など  
※民生委員固有の事務(個別の相談支援、調査・実態把握、状況報告など)は行いません。

※協力員が活動する際には市が発行する「民生委員協力員証(下記参照)」を携帯しています。



これからも働きたい人へ

## シニアサポーターを募集します

市と弘前市シルバー人材センターが連携して「シニア世代元気活躍推進事業」を実施し、福祉施設でシニアサポーターとして短時間就労する元気な人(60歳以上)を募集します。

就労場所は市内の福祉施設で、できるだけ通しやすい施設を紹介します。清掃、配膳、見守りなど、週20時間程度の仕事をしてみませんか。資格は不要です。事前説明会を開催しますので、気軽にご参加ください。

### ◎事前説明会

▽日程と会場 10月2日、生きがいセンター(南袋町) / 10月12日、北辰学区高杉ふれあいセンター(独狐字山辺) / 10月17日、千年交流センター(原ヶ平5丁目)

※時間はいずれも午前10時～。

▽内容 就労施設、仕事内容、勤務条件などについて

※シニアサポーターは、弘前市シルバー人材センターの会員登録が必要です(年会費3,000円)。事前説明会当日の登録も可。

▽申し込み方法 開催日の3日前までに、電話か直接弘前市シルバー人材センター窓口へ申し込みを。

▽その他 弘前市シルバー人材センターでは、11月以降も毎月第1火曜日の午前10時からと第3火曜日の午後2時から、生きがいセンターで入会説明会と仕事紹介を行います。詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ先 事前説明会に関すること…弘前市シルバー人材センター(☎36・8828) / 事業に関すること…福祉政策課(☎40・7037)



地震から命を守るために

## 木造住宅の耐震化を支援します

### 耐震診断員を派遣します

地震に対する住宅の安全性に関する意識を高め、木造住宅の耐震化を促進するため、市が専門知識を有する耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▽対象住宅 市内にある、①～④の要件すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもの

②一戸建ての専用住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつそのほかの用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る)で地上階数が2以下のもの

③一般構法(在来軸組構法)または伝統的構法によって建築された木造住宅であること

④現在、居住している住宅であること

▽対象者 対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する者(親族を含む)

▽診断費用 申込者負担として、1戸あたり8,000円(延べ面積が200㎡以下の場合)

▽募集戸数 10戸(先着順)

### 耐震改修に補助金を交付します

(建て替えも対象です)

住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事または建て替え工事に要する経費の一部を補助します。

▽対象住宅 市内にあり、上記(耐震診断員を派遣し

ます)の対象要件①～③および下記の要件④⑤のすべてに該当する住宅

④耐震診断により倒壊する可能性があるとして判定されたもの(過去に耐震診断を行った住宅を含む)

⑤耐震診断以降、増改築されていないもの

▽対象者 次の①および②の要件すべてに該当する者(親族を含む)

①対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する者

②平成29～30年度まで市税等の滞納がない者

▽対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事 ①耐震技術者(青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者)が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事(住宅全体の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる工事) / ②耐震診断により倒壊する可能性があるとして診断された住宅を除却し、同一敷地内において、建築士が設計し、工事監理を行う建て替え工事

※補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。ほかにも条件がありますので、申請を希望する人は申請書類を準備する前にお問い合わせください。

▽補助金額 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または82万2,000円のいずれか低い額

▽募集戸数 2戸(先着順)

～共通事項～

▽募集期限 11月30日

※申請書および詳細は建築指導課(市役所4階)で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ先 建築指導課(☎40・7053)

対象路線の利用者は確認を

## 路線バスから乗り合いタクシーへの変更

市では、市民の皆さんにとってより使いやすい公共交通として維持するため、平成28年度から路線バスの見直しをしてきました。このたび、一部の路線バスについて、10月1日から乗り合いタクシーでの運行となります。

### 【乗り合いタクシー】

▽対象路線 右表のとおり

▽運賃 片道200円～300円

▽乗車方法 ①使いたい便を決める / ②1時間前までに北星交通(☎33・3333)へ予約をする / ③停留所へ行く / ④停留所にきたタクシーに乗る

▽その他 時刻表や経路、停留所の一覧は都市政策課(市役所3階)、岩木総合支所民生課、石川出張所、新和出張所、北星交通で配布しているほか、北星交通のホームページ(<http://www.hokuseikotsu.co.jp/php/omnibus.php>)で確認できます / 対象となる町会以外の人でも利用できます / 時刻表、経路、停留所はあらかじめ決められており、いつでもどこへでも行くわけではありません。

### ▼対象路線一覧

対象路線バス	乗り合いタクシー路線名	対象となる地域
弘前平賀線	石川地区線(予約型)	乳井、薬師堂、石川
	堀越地区線(※)	新里駅前、川合、門外
真土線	鳥井野地区線(予約型)	駒越、真土、龍ノ口、鳥井野、如来瀬、兼平、一町田、高屋、五代、賀田
笹館線	笹館地区線(予約型)	種市、下青女子、三和、笹館
十腰内線	小友地区線(予約型)	小友

※堀越地区線は予約がなくても運行します。

■問い合わせ先 予約、乗り合いタクシーに関すること…北星交通(☎33・3333) / 路線バスに関すること…弘南バス(☎36・5061) / その他…都市政策課交通政策推進室(☎35・1124)